

立教大学コミュニティ福祉学部・教授
湯澤直美

【報告の柱】

1. 子どもの貧困対策の射程
2. 子どもの貧困対策の機能
3. 保護者への支援
4. 実態把握・実態の社会化 / 削減目標・政策評価
5. 推進体制

「教育支援」については、第2回検討会で報告が複数あったことから、本日の報告の柱には含まれていません。

本日の報告に含まれなかった事項については、配布資料「子どもの貧困対策」(東京新聞：世界と日本 大図鑑シリーズ No.1138. 2014.03.16)をご参照ください。

1. 子どもの貧困対策の射程

子どもの貧困対策をめぐる共通認識の形成の必要性

1-1 「子どもの貧困対策」のベースは「貧困対策」

「子どもの貧困 / 若者の貧困 / 高齢者の貧困」等、貧困を細分化する枠組みの危険性
貧困対策の充実なしに、子どもの貧困解消はない

×

貧困対策一般の充実のみでは、子どもの貧困は解消しない

子ども期という特性に焦点化し、子どもの成育条件・教育環境を整備・改善・充実する必要性

1-2 ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ

ポピュレーションアプローチ = 集団全体に働きかけるアプローチ

ハイリスクアプローチ = より高いリスクを有する者に対するアプローチ

参照 図1: 「集団全体・分布全体に働きかけて適切な方向に移動、シフトする方法」¹

参考 「健康日本21総論」² 3章 「高リスクアプローチと集団アプローチを適切に組み合わせ、対策を進めることが必要である」

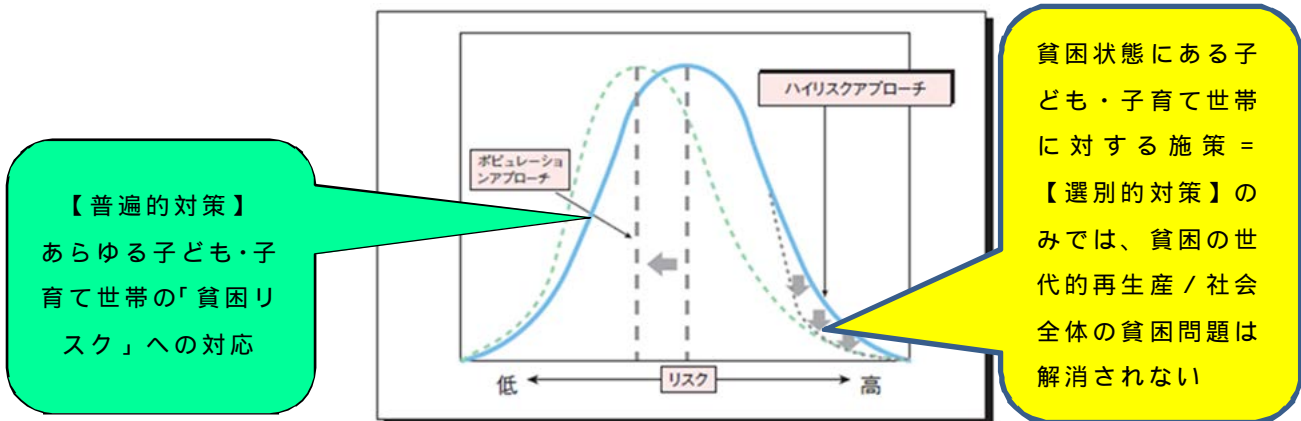
¹ 「生活習慣病予防対策の地域保健活動の取組み」

<http://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/senkuteki/yattemiyo.pdf>(2014.05.15 閲覧)

RoseG 著、曾田研二・田中平三監訳 『予防医学のストラテジー：生活習慣病対策と健康増進』医学書院,1998

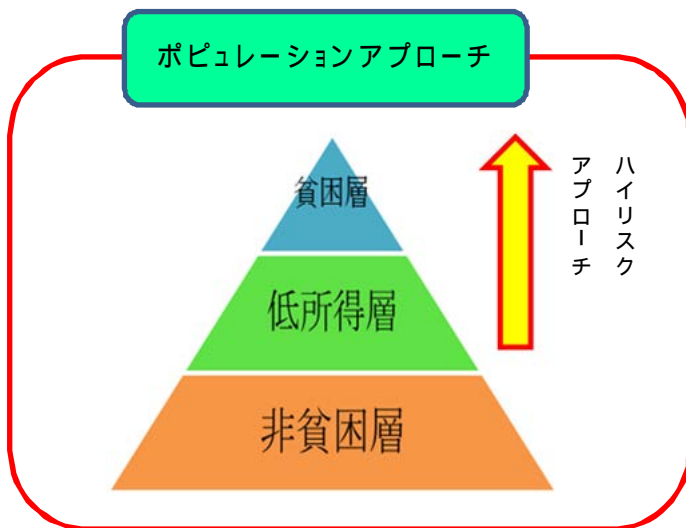
² 「健康日本21総論」 http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/s0f.html(2014.05.15 閲覧)

図1 ポピュレーションアプローチ / ハイリスクアプローチ



<http://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/senkuteki/yattemiyo.pdf> をもとに加筆

図2 ポピュレーションアプローチ / ハイリスクアプローチ



公衆衛生、保健・医療領域、児童虐待対策等で採用されているポピュレーションアプローチ / ハイリスクアプローチを、貧困対策に援用した試案。ただし、「リスク」概念については検討を要するため、ここではあくまでも「モデル図」として参照する。

検討の視点

子どもの貧困対策のグランドデザインとして

ポピュレーションアプローチの観点から、所得保障 / 雇用 / 医療 / 居住政策等による社会全体の貧困リスクの軽減

税・社会保障による所得再分配の強化

所得税等の累進制の強化、健康保険等の負担軽減、社会手当（児童手当等）の充実、等々

最低賃金の引き上げ・雇用の正規化、男女の賃金格差の是正などの雇用対策 等々

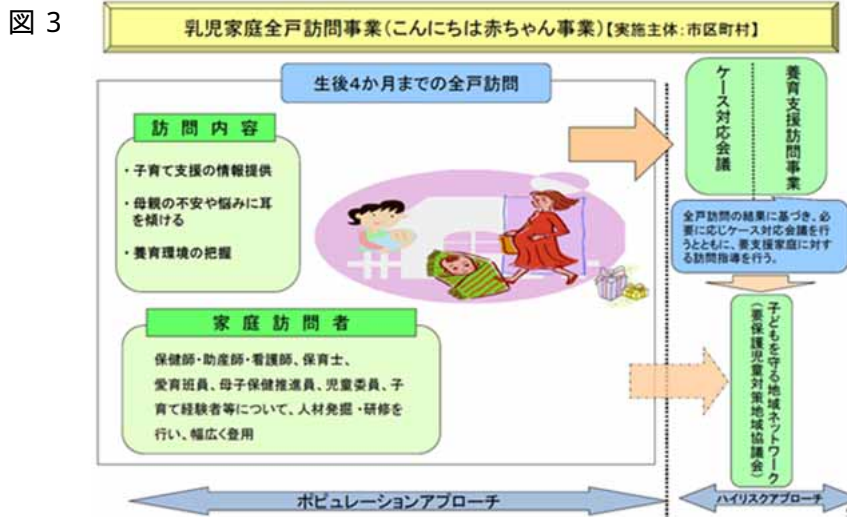
×

ハイリスクアプローチの観点から貧困層の生活課題の改善とともに、貧困の世代的再生産を解消する積極的な支援策を構築

個別施策における一次予防・二次予防として

子ども虐待対策において発生予防・早期発見・早期対応が位置づけられているのと同様に、貧困に晒されている子ども/子育て家庭の早期発見・早期対応は重要（虐待と貧困の関連性）。

とりわけ、「貧困化×孤立化」の相互規定性により、困難が大きい世帯ほど孤立し潜在している状況を鑑みると、母子保健対策、虐待対策等のポピュレーションアプローチのなかに、「子どもの貧困」への視点を介在させることが重要



出典：「児童虐待防止対策について」(厚生労働省)

参照 欧州委員会の動向³

2012年6月報告書「子どもの貧困に対応、防止し、子どもの幸福度を促進するために」
欧州委員会に助言を与えるアドホックグループにより作業を行ってきた社会保護委員会による公表 (SPC, 2012a)

「子どもの貧困・幸福度に対応するには横断的な取組みが必要」

その分野としては社会保護、雇用、健康、教育、公共サービス、住居、環境、法律が含まれる

「全ての関連政策分野でこの問題を主流化する」

「必要であれば物質的な保障だけでなく、子どもの幸福にとって重要な分野を包括かつ多角的で統合的な戦略として検討する」

「全ての子どもの幸福度を考慮したユニバーサルな政策と最も脆弱な子どもに焦点を当てた政策の適切なバランスを取ること」

「子どもの貧困・幸福度への対応には費用がかかるが、長期的には子ども自身、社会、経済に利益をもたらすことを認識すべき」等の提言がある。

³高橋義明「欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化とモニタリング」『海外社会保障研究』winter2013, No185 より引用。

1 - 3 「子どもの貧困対策」の普遍性

2007年国連総会：子どもの貧困の強力な定義を採択

「子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、子どもの貧困とは、単にお金がないというだけでなく、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる」

表 4

| | | | | |
|-------|--------------|------------------------|-----------------------|--------|
| A | 生きる権利 | 第6条1 | 子どもの生命への固有の権利 | |
| | | 第6条2 | 子どもの生存および発達の大限の確保 | |
| | | 第24条 | 健康の享受・医療・保健サービスへの権利 | |
| | | 第24条2d | 母親のための出産前後の保健の確保 | |
| | | 第26条 | 社会保障への権利 | |
| | | 第27条 | 生活水準への権利 | |
| B | 育児環境 | 第7条1 | 親を知り養育される権利 | |
| | | 第8条 | アイデンティティを保全する権利 | |
| | | 第9条1 | 親からの分離の禁止 | |
| | | 第19条 | 親等による暴力・虐待・放任・搾取からの保護 | |
| | 保育・教育 | 第18条2 | 親・法定保護者の養育責任への国の援助 | |
| | | 第18条3 | 保育サービス・保育施設から利益を得る権利 | |
| | | | 第28条 | 教育への権利 |
| | | | 第29条 | 教育の目的 |
| 文化的体験 | 第31条1 | 休息・余暇・遊び・レクリエーション等への権利 | | |
| | 第31条2 | 文化的・芸術的生活への参加の権利 | | |
| C | 守られる権利 | 第32条 | 経済的搾取・有害労働からの保護 | |
| | | 第34条 | 性的搾取・性的虐待からの保護 | |
| | | 第36条 | あらゆる形態の搾取からの保護 | |
| | | 第39条 | 犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰 | |
| D | 参加する権利 | 第12条 | 子どもの意見表明権 | |
| | | 第13条 | 子どもの表現・情報の自由への権利 | |
| | | 第17条 | 適切な情報へのアクセス | |
| E | 特別なニーズをめぐる権利 | 第20条 | 家庭環境を奪われた子どもの保護・援助 | |
| | | 第21条 | 養子縁組 | |
| | | 第22条 | 難民の子どもの保護・援助 | |
| | | 第23条 | 障害児の権利 | |
| | | 第25条 | 医療施設等に措置された子どもの定期的審査 | |
| | | 第30条 | 少数者・先住民の子どもの権利 | |
| | | 第38条 | 武力紛争における子どもの保護 | |

【子どもの貧困対策を「子どもの権利保障」の観点から把握するアプローチ】

左記の表4は、条約から一部抜粋したものの子どもの貧困対策法においても、医療・保健サービス、保育サービス、文化的体験を位置づけるとともに、「参加する権利」「特別なニーズ」を考慮することが必要

湯澤作成

1 - 4 貧困と社会的排除

表 5 広義の社会的排除・狭義の社会的排除

| | 広義の社会的排除 | | |
|---------------|----------|--|---|
| | 貧困 | 物質的・社会的剥奪 | 狭義の社会的排除 |
| ナショナルなレベル | 生存権保障の欠如 | 生存権保障の欠如 | 市民的権利保障(生存権を含む)の欠如 |
| 地域・コミュニティのレベル | 経済的貧困 | 標準的生活のための資源の剥奪(集団レベル) (≒地域の社会関係資本の欠如) | コミュニティの内部での/外部とのネットワーク・つながりの解体 (≒地域の社会関係資本の欠如) |
| 個人・家族のレベル | 経済的貧困 | 標準的生活のための資源の剥奪(個人レベル) (≒個人の社会関係資本の欠如) | 社会への参加とつながりの欠如 (≒個人の社会関係資本の欠如) |

狭義の社会的排除：個人(およびコミュニティ)の社会とのつながりの希薄さ、欠如

広義の社会的排除：

(ヨコへの広がり) 貧困、剥奪も含んで広くとらえる(広がりのある概念構成)

(タテへの広がり) コミュニティのレベル、ナショナルなレベルの問題も含めてとらえる
(マクロ的観点でとらえる)

出典：福原宏幸「社会的排除/包摂」についての概念整理」2011年4

4 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/housetusyakai/dai2/siryou1.pdf> l(2014.05.15 閲覧)

子ども期に貧困に晒される状況がいかなる排除に結びついているのか
個人・家族レベルへの対応に加え、地域・コミュニティレベルでいかなる
対応を要するのか

1 - 5 小括：子どもの貧困対策法の4本柱を補強する必要性

子どもの貧困対策の推進に関する法律
第8条（子どもの貧困対策に関する大綱）

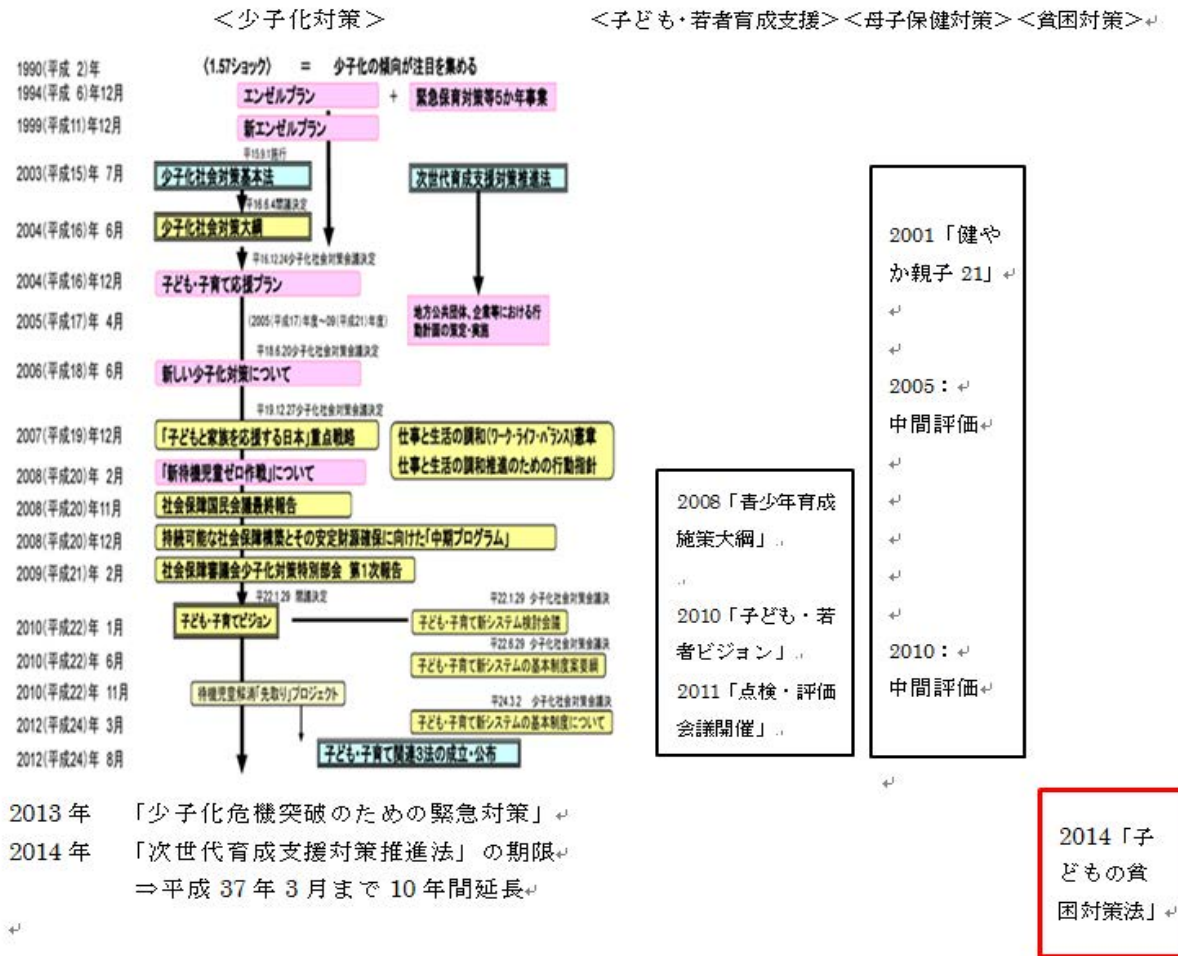
2項「教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子ども
の貧困対策に関する事項」（大綱に掲げる事項として規定）



「医療・保健に関する支援」（健康格差への対応）を明確に位置づける必要
「保育の支援」を明確に位置づける必要性
「社会活動、文化活動、娯楽活動、スポーツ活動」などへの子どもの参加支援によ
り、つながりの欠如による排除状態を解消する支援の必要性
「特別なニーズをもつ」「特に支援を必要とする」子ども／子育て家庭への施策を網
羅する必要性
（ひとり親、婚外子、外国籍、障害、少数民族、被差別部落等）
地域を基盤とした支援システムの構築を視野に入れる必要性

2. 子どもの貧困対策の機能

2-1 各種対策との関連にみる「子どもの貧困対策法」の機能



出典：少子化対策欄は、<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/torikumi.html>(内閣府 HP) より転載(2014.05.15 閲覧)

少子化危機突破のための緊急対策(案)

基本方針

○これまでの少子化対策は、「子育て支援」と「働き方改革」を中心に取り組んできており、『子ども子育て関連3法』の成立や『仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章』の策定などを進めてきたが、待機児童解消や、長時間労働の抑制等をはじめとして更なる強化が必要となっている。

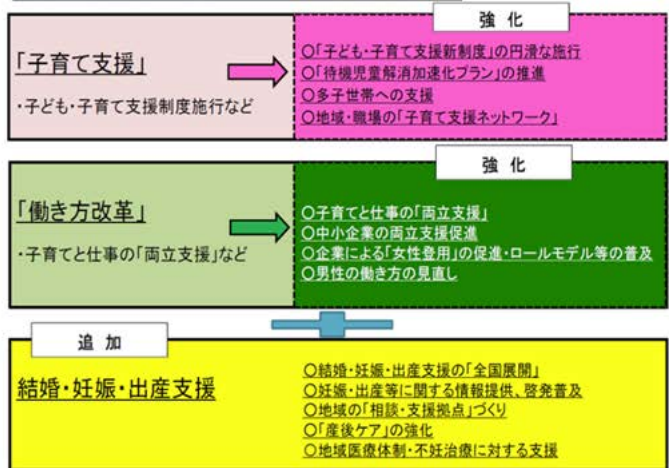
一方、個人の希望の実現という点で政策ニーズが高く、出生率への影響も大きいとされている「結婚・妊娠・出産」に係る課題については、これまでの取組は弱いのが現状である。

【緊急対策の柱―「3本の矢」で推進】

『少子化危機突破のための緊急対策』として、

- ・①「子育て支援」と②「働き方改革」をより一層強化するとともに、
- ・③「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として推進する。

緊急対策の柱―「3本の矢」で推進



<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/measures/shidai13/pdf/s1.pdf> (内閣府 HP 2014.05.15 閲覧)



「少子化危機突破のための緊急対策」は、
 「子どもの貧困問題」の緩和・解消に向かわせるのか
 所得格差を拡大し、「子どもの貧困問題」を深刻化させるのか

「働き方革命」の矢

：長時間労働の抑制やテレワークの活用等による「働き方の柔軟化」×「男性の働き方の見直し」～「恩恵」となる層は限定的

：女性登用：役員・管理職等への登用の壁～学歴格差

➡ 所得格差解消の視点が欠如



【子どもの貧困対策の機能】

各種計画、各種対策のなかに「子どもの貧困解消」の視点を位置づけ、人生のスタートラインにおける社会的不利を緩和／解消する

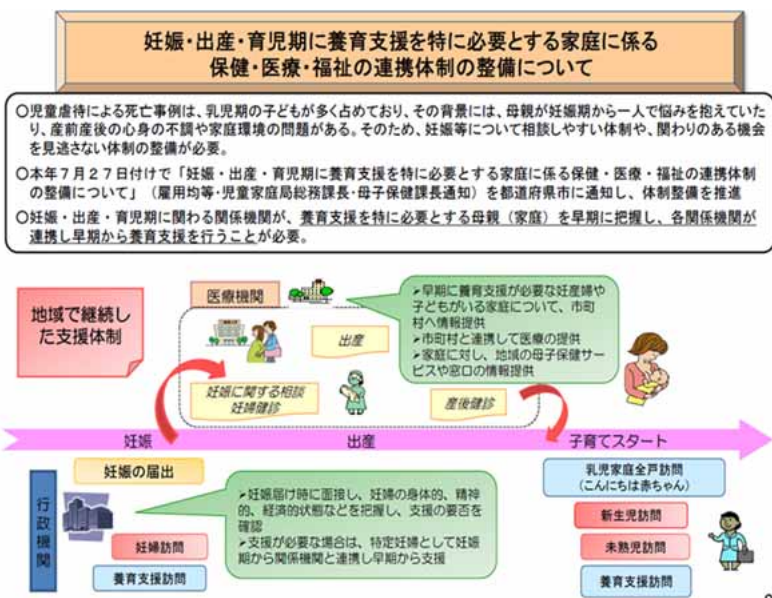
×

独立した「子どもの貧困対策」として計画化することにより実行性ある施策を遂行

2 - 2 ライフステージに添った切れ目のない包括的支援

「子ども・子育てビジョン」「健やか親子 21」等、様々な計画において「切れ目のない支援」が謳われている。脆弱な経済基盤に置かれる子ども／子育て家庭にとって、いかなる制度上の障壁があるのかを点検し、あらゆる子どもが切れ目のない支援にアクセスできる体系を構築することが重要。

子どもの貧困対策における妊娠・出産期の重要性



出典：「児童虐待防止対策について」（厚生労働省）

【現況】

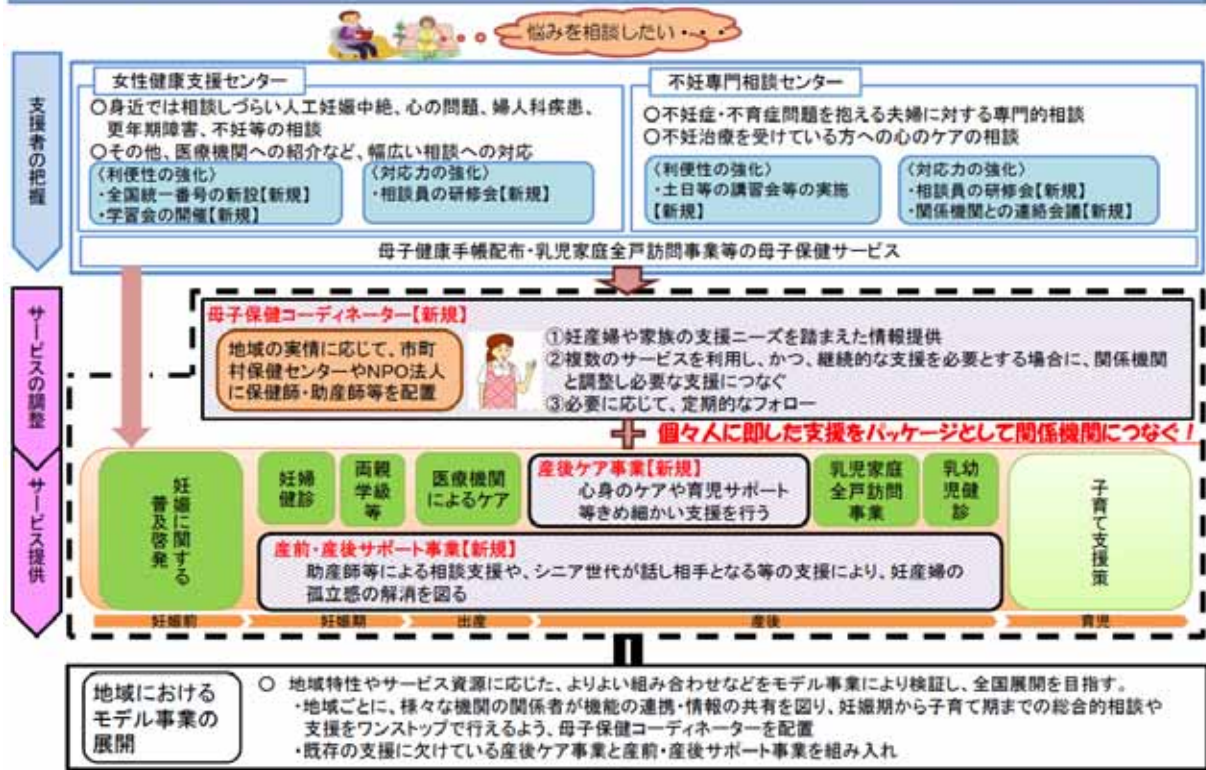
妊婦健診未受診の理由：29%が経済的理由（『未受診や飛び込みによる出産等実態調査』大阪産婦人科医会、2013年）

若年妊娠・出産層：10代出産の29.9%は婚外子、10代有配偶者に対する離婚率8.3%

子ども虐待の背景にある貧困

「棄児」の増加：2009年 25人 28人 30人 44人（厚生労働省）

妊娠・出産にかかる相談・支援サービスの充実と連携強化(モデル事業のイメージ)



出典「平成26年度概算要求の概要(雇用均等・児童家庭局)」

「子どもの貧困問題」からみた制度的課題

妊婦健康診査の公費負担の自治体間格差

入院助産制度の不足 + 情報が周知されていない

2012年度：47都道府県中42か所、政令指定都市20カ所中19か所、中核市41か所中31か所

「若年妊娠・出産」と「貧困」へのアプローチ

貧困・虐待等の家庭環境から逃れ家出した少女や中卒・高校中退後の妊娠など、インフォーマルな支えのない子ども・若者が利用できる施設の不足

妊娠期・出産期を支援する入所型施設である婦人保護施設=全国1か所のみ
児童福祉法の対象は出産後(制度の狭間・谷間)であるため、母子生活支援施設では妊娠期から受け入れが出来るよう通達で対応

既存のサービスにはつながらない/つながりにくい困難層にいかにかアプローチできるか

「にんしんSOS」など相談窓口の拡大へ

「乳児家庭全戸訪問事業」における状況把握項目(アセスメントシート)に「経済的問題」を位置づけ、生活基盤を整える支援へつなぐ

日本に特徴的な事象として現存する「婚外子差別」

これらの課題を改善することで、問題の深刻化を早期に予防 + 子どもの成長・発達の早期からの保障に

制度の死角 / 狭間により生み出される「切れ目」

「児童年齢」の設定が生み出す制度の狭間

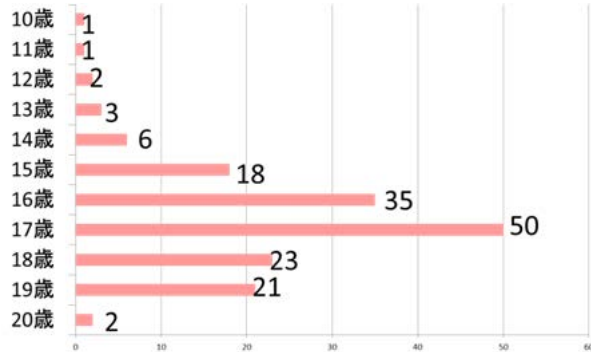
児童福祉法による児童：「満十八歳に満たない者」

民法による未成年：「20歳未満の者」

18 - 19 歳層

親権の効力が及ぶ年齢でありながらも、児童福祉法の対象年齢からは除外される「18歳・19歳」における危機状況

<ある子どもシェルター利用児の入所時年齢⁵>



注：母集団は2004年6月から2011年5月31日までの期間に入所した162人

初めて子どもシェルターを利用した年齢が18歳・19歳であった者 = 44人

そのうち33人は女性

暴力や虐待経験者が多いにも関わらず、33人のうち婦人相談所一時保護所を利用していた者は3人のみ

児童福祉の網の目からも女性福祉の網の目からもこぼれ落ちる子ども / 若者

20歳で要請される「制度的自立」

・児童自立援助事業による「自立援助ホーム」

原則として15歳から20歳未満が対象年齢 家族の受け皿もなく社会へ

既存の制度の機能不全 + 資源の不足

貧困・虐待等の重複した困難を抱え、心身への影響が顕著で個別ケアが必要な子どもの受け皿の不足

EX.ある子どもシェルター（注5より引用）

・入所前の子どもの状況：約3人に1人は精神的疾患や症状や自傷行為

入所期間中に精神科を受診：18.8%

入所期間中に何らかの医療受診：52.9%

・リストカット・摂食障害・オーバードーズをはじめ多様な精神保健的な課題を入所前から抱えている子どもが一定数

子どもシェルターでの支援は緊急性も高く、福祉的、法的、医療的、教育的な支援

⁵ 『子どもシェルター利用者分析結果報告書』社会福祉法人カリヨン子どもセンター, 2012年, を参照

を集中させる必要

「退所先として就労できる子どもは自立援助ホーム、就学中の子どもは児童養護施設への入所につなげるなど、限られた選択肢の中から次の生活の場の確保に努めるが、精神を病み就労できない子どもの居場所が不足」

「全日制高校に再入学したいという子ども」の退所先

医療費の心配なく、子どもが医療や心理療法、カウンセリングを受けられる支援も必要

参照：より困難な状況に置かれた子どもの生活の場の変遷（一例）

A:乳児院 児童養護施設 児童自立支援施設 児童養護施設 自立援助ホーム
アパートで独居 子どもシェルター

B:乳児院 里親 児童養護施設 少年院 児童養護施設 少年院 ひとり暮らし
子どもシェルター

C:児童養護施設 児童自立支援施設 仕事を転々とする 児童養護施設 知人宅
を転々としながら仕事も転々とする 野宿 子どもシェルター

D:児童自立支援施設 実親宅 児童自立支援施設 子どもシェルター

3. 保護者への支援

3-1 保護者の社会経済的階層 年齢別・世帯類型別・学歴別

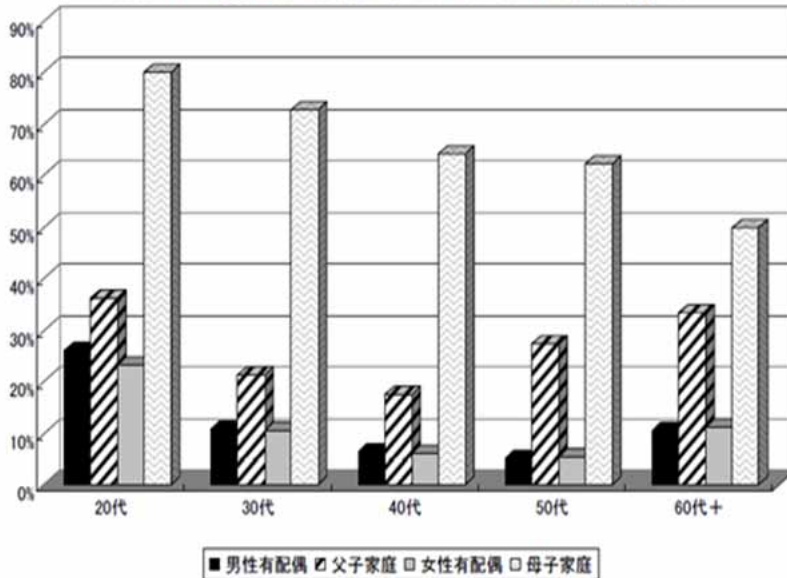
年齢階層・世帯類型別：相対的貧困率

- ・就業構造基本調査の再集計：子育て世代における貧困率の高さ

20歳代母子世帯の貧困率 = 約80%、30歳代 = 約70%

若年世代 / ひとり親世帯への重点化した支援の必要性

図表 I-13 男女別 配偶者の有無別 子どものいる世帯の貧困率



出典：白波瀬佐和子「経済的困難を抱える非定型世帯の増大：ひとり暮らしとひとり親世帯に着目して」『生活困難を抱える男女に関する検討会報告書 - 就業構造基本調査・国民生活基礎調査 特別集計』平成 22 年 3 月内閣府男女共同参画局 P13

保護者の学歴階層

ひとり親世帯・有配偶有子世帯別：学歴階層

| | ひとり親世帯 | | 有配偶有子世帯 | |
|------------|---------|---------|---------|-------|
| | 母子世帯の母親 | 父子世帯の父親 | 母親 | 父親 |
| 小・中学校卒 | 19.0% | 28.0% | 7.5% | 11.5% |
| 高校卒 | 61.7% | 52.2% | 56.2% | 48.3% |
| 短大・高等専門学校卒 | 15.1% | 4.6% | 26.2% | 7.1% |
| 大学・大学院卒 | 4.2% | 15.2% | 10.1% | 33.0% |
| 不詳 | — | — | 0.1% | 0.1% |
| 卒業生計 | 4,947人 | 732人 | 73,665人 | |

注：1) 卒業者に占める割合である。

2) ひとり親世帯は、世帯主が未婚または離死別で、世帯主と20歳未満の未婚の子どものみで構成される世帯をさす。有配偶有子世帯は、世帯主が有配偶で、世帯主・配偶者と20歳未満の子どものみで構成される世帯を出所：『母子家庭の母への就業支援に関する研究』日本労働研究機構、2003、134頁をもとに湯澤作成

ひとり親世帯の保護者の学歴階層

| 母子世帯の母の学歴 | | | | | | |
|-----------|-------|--------|--------|---------|---------|--------|
| | 総数 | | 死別 | 離婚 | 未婚 | その他 |
| | | | N=120 | N=1,313 | N = 127 | N = 57 |
| 中学校卒 | 215 | 13.5% | 7.5% | 12.5% | 22.8% | 22.8% |
| 高校卒 | 776 | 48.0% | 41.7% | 49.8% | 39.4% | 38.6% |
| 専修・各種 | 226 | 14.0% | 12.5% | 13.9% | 16.5% | 12.3% |
| 短大・高等 | 264 | 16.3% | 24.2% | 15.8% | 13.4% | 17.5% |
| 大学・大学 | 111 | 6.9% | 12.5% | 6.3% | 7.1% | 7.0% |
| その他 | 25 | 1.5% | 1.7% | 1.6% | 0.8% | 1.8% |
| 総計 | 1,617 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

| 父子世帯の父の学歴 | | | | | | |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 総数 | | 死別 | 離婚 | 未婚 | その他 |
| | | | N=93 | N=408 | N = 7 | N = 38 |
| 中学校卒 | 84 | 15.4% | 10.8% | 15.4% | 28.6% | 23.7% |
| 高校卒 | 282 | 51.6% | 39.8% | 55.9% | 42.9% | 36.8% |
| 専修・各種 | 52 | 9.5% | 10.8% | 9.1% | — | 13.2% |
| 短大・高等 | 36 | 6.6% | 6.5% | 6.9% | 14.3% | 2.6% |
| 大学・大学 | 85 | 15.6% | 30.1% | 12.0% | 14.3% | 18.4% |
| その他 | 7 | 1.3% | 2.2% | 0.7% | — | 5.3% |
| 総計 | 546 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

出所：「平成23年度 全国母子世帯等調査の結果」厚生労働省をもとに筆者作成

母子世帯の母の学歴階層別統計（就業・年収・生活保護・児童扶養手当・養育費）

| | 総数 (100%) | 就業率 | | 従業上の地位 | | | | 不就業率 | | 平均年間収入 | | 養育費 | | | 児童扶養 手当受給 率 | 生活保護 受給率 |
|---------|--------------|--------------|-------|-----------|-------|---------------|-------|--------------|-------|--------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------------|-------------|
| | | 母子世帯 になる前 | 現在 | 正規の職員／従業員 | | 派遣・パート・アルバイト等 | | 母子世帯 になる前 | 現在 | 就労収入 | 世帯 の収入 | 取り決め 率 | 現在受給 率 | 受給経験 なし率 | | |
| | | | | 母子世帯前 | 現在 | 母子世帯前 | 現在 | | | | | | | | | |
| 中学校 | 215 | 71.2% | 70.7% | 14.4% | 19.7% | 69.9% | 71.1% | 27.9% | 24.2% | 129万円 | 222万円 | 20.7% | 6.7% | 73.2% | 81.7% | 33.5% |
| 高校 | 776 | 73.6% | 82.0% | 27.8% | 37.1% | 61.1% | 57.1% | 25.6% | 13.8% | 169万円 | 274万円 | 35.2% | 17.6% | 62.4% | 79.2% | 13.6% |
| 専修・各種学校 | 226 | 78.8% | 84.1% | 38.2% | 50.5% | 45.5% | 39.5% | 21.2% | 13.7% | 201万円 | 319万円 | 38.8% | 23.0% | 59.6% | 65.7% | 8.7% |
| 短大・高専 | 264 | 76.5% | 83.7% | 29.2% | 44.8% | 55.4% | 44.8% | 23.1% | 12.5% | 193万円 | 301万円 | 51.9% | 28.4% | 52.4% | 67.0% | 6.5% |
| 大学・大学院 | 111 | 68.5% | 85.6% | 48.7% | 52.6% | 39.5% | 28.4% | 30.6% | 11.7% | 297万円 | 437万円 | 51.8% | 34.9% | 44.6% | 49.1% | 9.3% |
| その他 | 25 | 76.0% | 72.0% | 36.8% | 44.4% | 57.9% | 55.6% | 24.0% | 24.0% | 182万円 | 301万円 | 42.9% | 28.6% | 9.5% | 68.0% | 16.0% |
| 学歴把握者計 | 1617 | 74.1% | 81.1% | 29.4% | 39.6% | 57.5% | 52.0% | 25.2% | 15.0% | 182万円 | 292万円 | 38.0% | 20.0% | 60.6% | 73.4% | 14.1% |
| 総数 | 1648 | 73.7% | 80.6% | 29.5% | 39.4% | 57.4% | 52.1% | 25.4% | 15.0% | 181万円 | 291万円 | 37.7% | 19.7% | 60.7% | 73.2% | 14.4% |

父子世帯の学歴階層別統計（就業・年収・生活保護・児童扶養手当・養育費）

| | 総数 (100%) | 就業率 | | 従業上の地位 | | | | 不就業率 | | 平均年間収入 | | 養育費 | | | 児童扶養 手当受給 率 | 生活保護 受給率 |
|---------|--------------|--------------|-------|-----------|-------|---------------|-------|--------------|-------|--------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------------|-------------|
| | | 父子世帯 になる前 | 現在 | 正規の職員／従業員 | | 派遣・パート・アルバイト等 | | 父子世帯 になる前 | 現在 | 就労収入 | 世帯 の収入 | 取り決め 率 | 現在受給 率 | 受給経験 なし率 | | |
| | | | | 父子世帯前 | 現在 | 父子世帯前 | 現在 | | | | | | | | | |
| 中学校 | 84 | 91.7% | 85.7% | 57.1% | 48.6% | 6.5% | 9.9% | 6.0% | 10.7% | 233万円 | 288万円 | 11.1% | 1.6% | 93.7% | 60.5% | 17.8% |
| 高校 | 282 | 97.9% | 93.6% | 75.7% | 70.1% | 7.2% | 18.1% | 1.8% | 3.5% | 356万円 | 452万円 | 16.7% | 3.9% | 91.7% | 47.7% | 6.0% |
| 専修・各種学校 | 52 | 98.1% | 92.3% | 82.4% | 72.9% | 2.0% | 8.3% | 1.9% | 5.8% | 324万円 | 431万円 | 16.2% | 5.4% | 91.9% | 51.1% | 2.0% |
| 短大・高専 | 36 | 100.0% | 91.7% | 66.7% | 54.5% | — | 3.0% | — | 8.3% | 289万円 | 412万円 | 14.3% | 5.0% | 85.7% | 34.3% | 24.0% |
| 大学・大学院 | 85 | 97.6% | 97.6% | 81.9% | 78.3% | 3.6% | 6.0% | 2.4% | 2.4% | 555万円 | 676万円 | 30.6% | 8.2% | 87.8% | 32.9% | 6.0% |
| その他 | 7 | 71.4% | 57.1% | 80.0% | 75.0% | — | — | 28.6% | 28.6% | 238万円 | 238万円 | — | — | 66.7% | 16.7% | 14.3% |
| 学歴把握者計 | 546 | 96.7% | 92.3% | 74.1% | 67.7% | 5.5% | 9.9% | 2.7% | 5.3% | 361万円 | 456万円 | 17.2% | 4.2% | 90.9% | 46.2% | 8.2% |
| 総数 | 561 | 95.7% | 91.3% | 73.6% | 67.2% | 5.6% | 10.0% | 2.9% | 5.3% | 360万円 | 455万円 | 17.5% | 4.10% | 89.70% | 45.9% | 8.0% |

注：「総数」は、学歴が把握できた実数であり、学歴不詳を除いている。
「就業率」「不就業率」「養育費」は、不詳の値を含めた「総数」に占める割合である。
「正規職員／従業員」「派遣・パート・アルバイト等」は、「現在就業している者」に占める割合である。
「生活保護受給率」「児童扶養手当受給率」は、不詳を除いた母集団に占める割合である。
出所：「平成23年度 全国母子世帯等調査の結果」厚生労働省をもとに筆者作成

離別と社会経済階層 / 学歴階層への着目の必要